

計画策定の背景

- 1 計画策定の背景・目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 関係する法律・計画等の概要

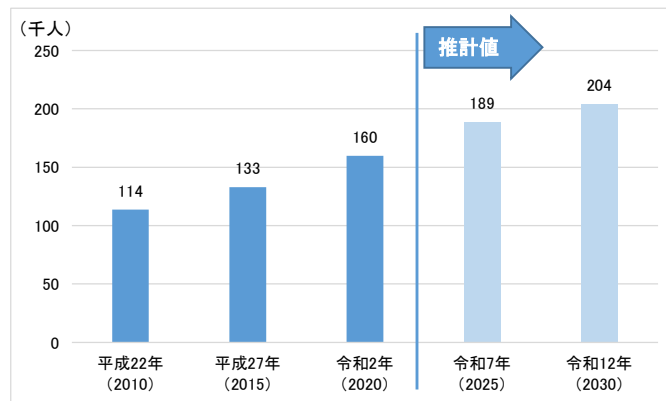
1 計画策定の背景・目的

- 中央区の人口は、今後も増加が想定されており、築地市場跡地や晴海において、今後も大規模な再開発事業が進む見込みである。このような人口増加や再開発に伴い、増大する交通需要や臨海部の鉄道不便地域への対応など、**都市交通課題を解決することが求められる。**
- 自転車は、**手軽に利用できる乗り物**であるとともに、このような**課題に対応する移動手段の一翼を担うものである**。また、買い物などの日常的な利用に加え、災害後の公共交通網の乱れなど非常時の移動手段としても利用する可能性がある。
- 一方、国では、環境・交通・健康増進等の課題に対応するため、様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めることを目的とした「自転車活用推進法」が平成29（2017）年に施行された。これを受け、**東京都をはじめとする東京都内の自治体において、自転車活用推進計画を随時策定している。**

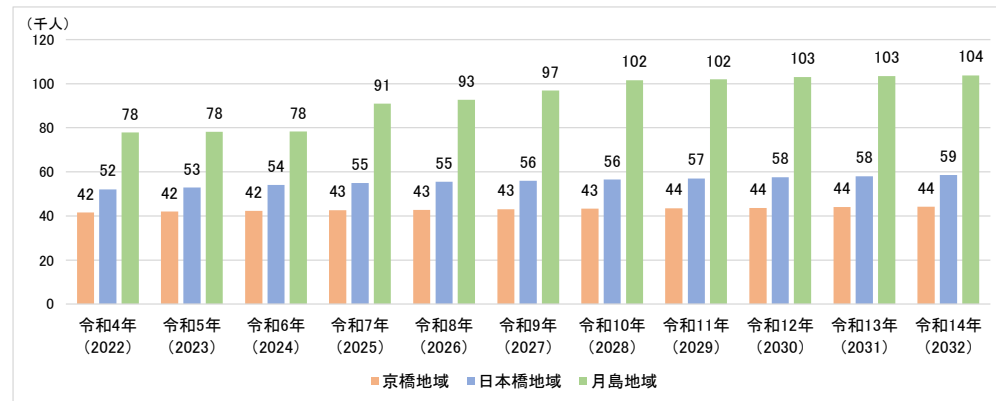


このような背景を踏まえ、**中央区自転車活用推進計画**を策定し、自転車に関する各種関連計画及び施策を包括的かつ戦略的に展開する。

■夜間人口の推移



■地域別将来人口



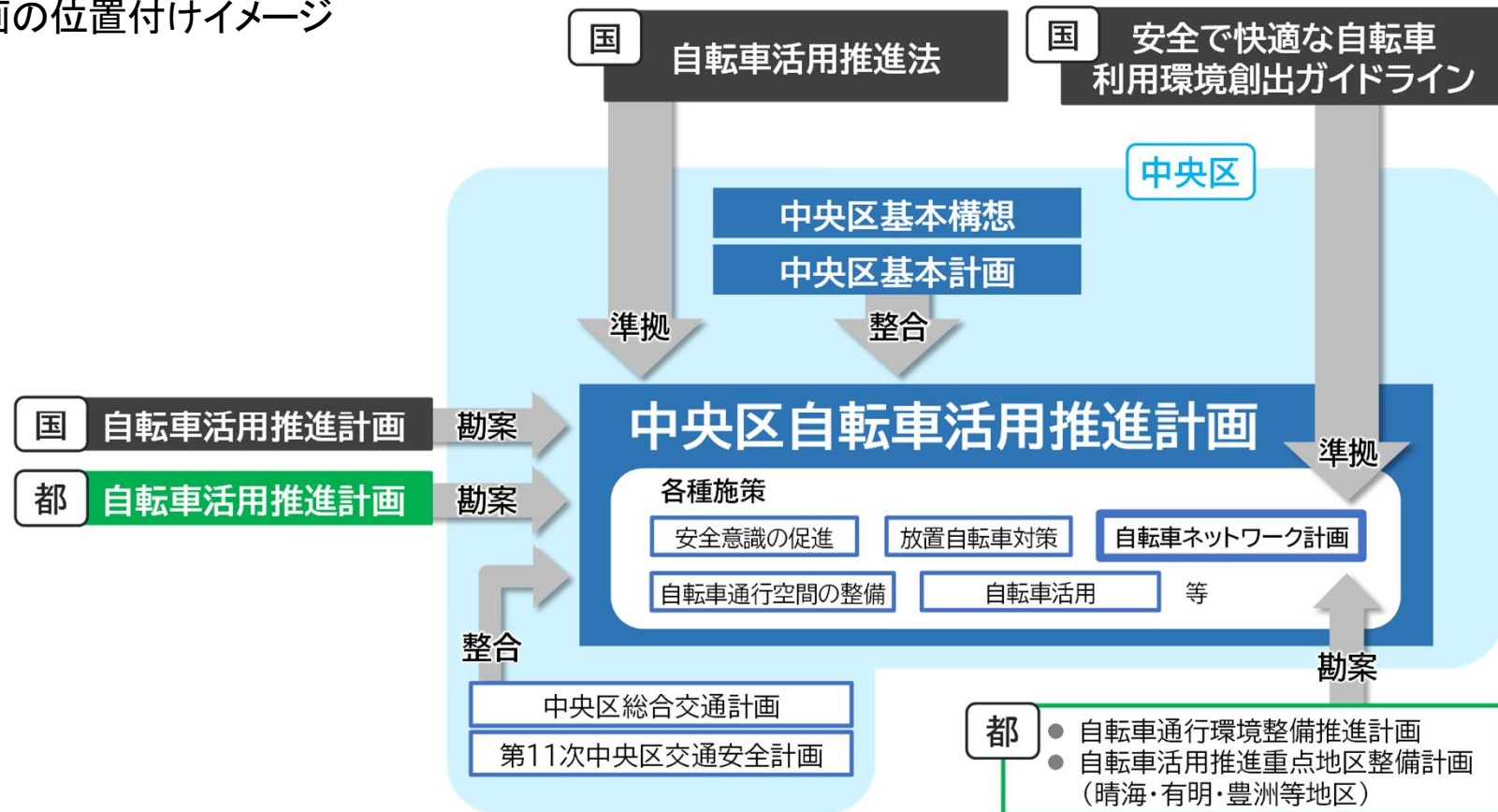
出典：令和2（2020）年までは住民基本台帳による実績値、それ以降は「中央区将来人口の見通しについて（中央区）」による推計値

2 計画の位置付け

3 計画期間

- 自転車活用推進法に準拠するとともに、国や都の関連計画を勘案し、中央区基本構想に掲げる将来像「輝く未来へ橋をかける - 人が集まる粋なまち」を自転車の活用により実現する方向性を示す。
- 計画策定に当たっては、「中央区総合交通計画」や「第11次中央区交通安全計画」等の区の関連計画との整合を図る。

■計画の位置付けイメージ



■計画期間

令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とする。

4 関係する法律・計画等の概要

■自転車活用推進法(H29.5.1施行)の概要

基本理念

- 自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的
- 自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- 交通安全の確保



自転車の活用を総合的・計画的に推進

責務

- 国 : 自転車の活用を総合的・計画的に推進
- 地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、実情に応じた施策を実施
- 公共交通事業者 : 自転車と公共交通機関との連携等に努める
- 国民 : 国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力

自転車活用推進計画

- 政府 : 基本方針に即し、計画を閣議決定し、国会に報告
- 都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車の日・月間

- 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする

4 関係する法律・計画等の概要

■ 自転車を巡る課題に対する目標及び施策体系

第2次自転車活用推進計画(国)(R3.5)

